

臨時株主総会および普通株主様による 種類株主総会参考書類＜別冊＞

第1号議案 株式会社青森銀行との株式移転計画 承認の件

青森銀行の最終事業年度
(2021年3月期)に係る
計算書類等の内容…………… 1
(招集ご通知P.62「**5** 青森銀行に関する事項」)

株式会社 **みちのく銀行**

証券コード：8350

青森銀行の最終事業年度（2021年3月期）に係る計算書類等の内容

第113期 （2020年4月1日から 2021年3月31日まで） 事業報告

1. 当行の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過および成果等

(主要な事業内容)

当行グループは当行および子会社5社で構成され、銀行業務を中心にリース業務などの金融サービスに係る事業を行っております。なお、子会社5社はすべて連結対象としております。

イ. 銀行業務部門

当行は本店のほか支店84か店、出張所5か店において、預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、社債受託・登録業務および付帯業務を行っており、グループの中心的部門と位置づけております。また、子会社1社においては、不動産管理・賃貸業務を行っており、主に銀行業務の周辺業務を担っております。

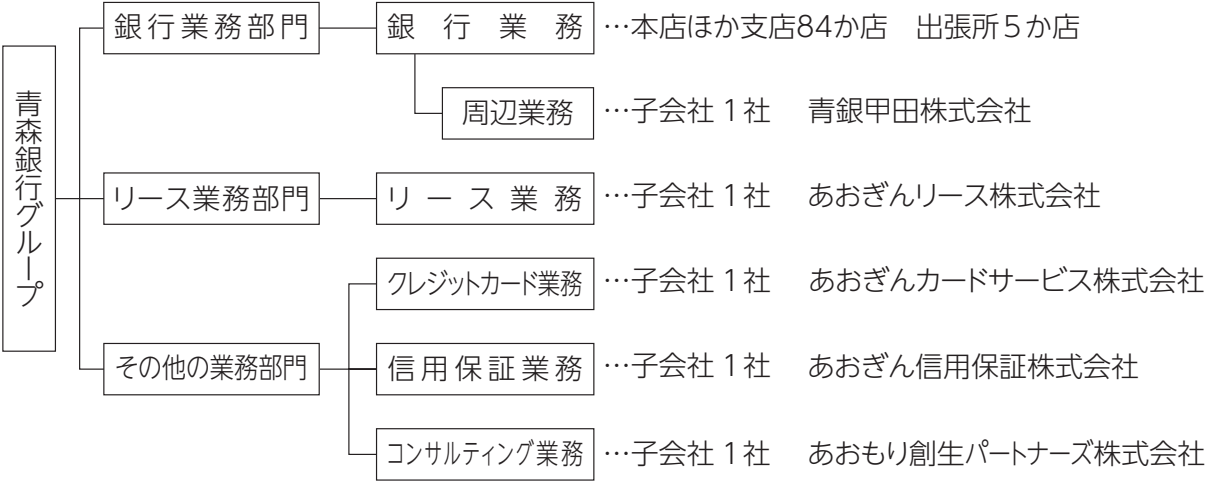
ロ. リース業務部門

子会社1社においては、リース業務等を行っております。

ハ. その他の業務部門

子会社3社においては、クレジットカード業務、住宅ローンの保証業務およびコンサルティング業務等を行っております。

当行グループの事業系統図



(金融経済環境)

2020年度の国内経済は、新型コロナウイルス感染症拡大を受けた4月の緊急事態宣言の発令等に伴う外出自粛やイベント中止などの影響から個人消費が大きく減少したほか、インバウンド需要の消失に加え、世界的な経済縮小を背景に、輸出も大幅に減少しました。緊急事態宣言解除後は、経済活動の再開の動きが広がり、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、個人消費や輸出を中心に持ち直しの動きがみられていました。

しかしながら、本年1月以降の感染再拡大により、緊急事態宣言が東京都などの11都府県で再発令されたことなどから、個人消費は弱含み、雇用調整の動きが広がりました。また、海外での感染再拡大などから増勢傾向であった輸出の伸びが鈍化するなど、先行きについては依然として不透明な状況が続いております。

この間の青森県経済は、国内経済と同様に全体として弱含みの状況となりました。需要項目別にみますと、個人消費は、各種サービス関連業種について外食産業を中心に厳しい状況が続き、観光関連についても自治体の経済対策による需要の下支え効果がみられたものの、GoToトラベルキャンペーンの中止もあり、宿泊客数の前年割れが続きました。一方、スーパー、ドラッグストアは食料品、日用品や衛生用品を中心に売上が増加し、家電販売などは在宅時間の長期化などから緩やかに増加しました。生産面については、電気機械がパソコン向けを中心に増加したほか、電子部品・デバイスがスマホ向けを中心に増加するなど、全体として持ち直しの動きとなりました。一方、雇用情勢は各業種で新規求人数が減少し、有効求人倍率が1倍を下回って推移するなど、全国と同様に弱い動きが続きました。

(事業の経過および成果)

このような金融経済環境の中で、株主の皆さまをはじめ、お取引先各位のご支援のもと、役員が一体となって経営基盤の拡充・強化に努めてまいりました結果、当行グループの当年度事業成績につきましては、連結経常収益413億50百万円、連結経常利益36億65百万円、親会社株主に帰属する当期純利益22億51百万円となりました。

事業の種類別セグメントの業績は、次のとおりであります。

イ. 銀行業務部門

2020年度は、第16次中期経営計画「Change the Future」(2019年4月～2022年3月)の2年目として、目指す姿である「地域・お客さまとともに、豊かで幸せな未来を創る Only One Consulting Bank」の実現に向け、総合的なコンサルティング・バンクへ変革するための取組みを推し進めてまいりました。

新型コロナウイルス感染症の影響が広がる中、営業活動としては、「顧客起点営業」を実践し、地域・お客さまの真の課題を的確に把握し、その解決に資するとともに、地域経済の持続的成長への貢献を果たすべく、地域経済活性化への取組みを強化してまいりました。主な取組みは次のとおりであります。

○法人・事業主のお客さまへの取組み

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、影響を受けられたお客さまの相談に迅速に対応するため、休日相談窓口を設置いたしました。また、お客さまへのヒアリング活動を継続的に実施しており、新型コロナウイルス感染症対応の緊急融資など、資金ニーズへの対応を充実させてまいりました。

加えて、グループ子会社であるあおもり創生パートナーズ株式会社を活用し、人材ニーズへの対応を進めたほか、業務効率化や事業承継・M&Aニーズ等に対する支援を目的に、外部の専門事業者との業務提携を拡大させており、お客さまの課題解決に向けたコンサルティングにも積極的に取り組んでまいりました。

○個人のお客さまへの取組み

新型コロナウイルス感染症の影響を受けられた個人のお客さまに対しても、ご返済条件の見直し相談など、柔軟に対応してまいりました。

また、キャッシュレス決済の普及に向けては、満15歳以上（中学生を除く）で利用可能なデビットカード「青森銀行Visaデビット<aomo Debit>」の取扱いを開始するなど、お客さまの様々なニーズに対応するため、商品・サービスの充実に努めてまいりました。

○利便性向上への取組み

PC・スマートフォン・タブレット等、様々な端末からのアクセスに対応するため、ホームページのデザインをリニューアルし、機能性の向上やコンテンツの拡充等により、お客さまとの接点の拡大を図ってまいりました。また、ATM相互無料開放の連携先を拡充するとともに、店舗内ATMでの硬貨入金サービスの取扱いを開始し、お客さまの利便性の向上に努めてまいりました。このほか、店頭での普通預金口座開設やマイカーローン等のローン申込受付にタブレット端末を導入しており、お客さまの書類記入負担の軽減や待ち時間の短縮を図ってまいりました。

○地域活性化への取組み

多様なクラウドファンディングプラットフォームを活用し、地域資源を利用した新商品・サービスの提供や地域ブランドの向上に向けた取組みについて、資金調達および情報発信をサポートしてまいりました。2020年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、青森ねぶた祭りや全国高等学校野球選手権大会等が中止となりましたが、ねぶた師を支援するプロジェクトや青森県の高校野球を応援するプロジェクトなど、各種行事の支援にも貢献してまいりました。

また、飲食事業者を支援するため、積極的にテイクアウトを利用し、情報発信を行う「#あおぎんエール飯」プロジェクトにも取り組むなど、地域経済の活性化に努めてまいりました。

○持続可能な社会の実現に向けた取組み

従前より取扱いしている「あおぎんSDGs私募債『未来の創造』」に加え、医療現場の最前線で新型コロナウイルスの治療等に従事している医療関係者に対する敬意と感謝、応援の意を込めて、「あおぎんSDGs私募債『医療従事者応援』」の取扱いを開始しており、お客さまの資金繰りを支援するとともに、持続可能な社会の実現に貢献してまいりました。

また、青森県内におけるSDGsの理解・浸透・意識向上を目的に、当行公式YouTubeチャンネル等で、青森県に関連性のあるテーマを題材としたSDGsの解説動画を配信しております。

○活力ある職場づくりへの取組み

2020年4月より、豊かな未来を心から願うメッセージとして、ブランドスローガン「未来からの、ありがとうのために。」を制定し、従業員一人ひとりの道標として心に刻むとともに、地域経済の発展に貢献していく当行の企業姿勢を表明しております。

また、働き方改革として、フレックスタイム制度を導入し、生産性の向上とワーク・ライフ・バランスの充実を図っております。加えて、勤務時における服装の多様化を推進し、自由闊達で開放的な職場を志向するとともに、一人ひとりの自主性を尊重することにより、活力ある組織風土づくりやダイバーシティの推進に向けた取組みを進めております。

このように、2020年度は第16次中期経営計画に基づき、お客さまのニーズを起点とした営業の積極的な展開、ならびに地域支援への取組みの強化に努めてまいりました結果、当行の業績は次のようになりました。

預金につきましては、個人預金および法人預金を中心に順調に推移したことから、期末残高は期中2,382億円増加して、2兆7,140億円となりました。また譲渡性預金を含めた総預金につきましても、期中2,412億円増加して2兆8,935億円となりました。

貸出金につきましては、法人向け貸出および個人向け貸出が増加したことにより、期末残高は期中509億円増加して、1兆8,563億円となりました。

有価証券につきましては、運用資産の効率化を図る一方で、市場動向を注視し適切な運用に努めました結果、国内債券を中心に期中254億円減少し、期末残高は8,394億円となりました。

損益面につきましては、経常収益は、役務取引等収益が増加したものの、有価証券利息配当金や株式等売却益の減少等により、前期比18億27百万円減収の313億59百万円となりました。また経常費用は、有価証券関係損失および営業経費の減少等により、前期比30億10百万円減少の284億3百万円となりました。この結果、経常利益は前期比11億84百万円増益の29億56百万円となり、当期純利益についても前期比9億16百万円増益の21億66百万円となりました。

ロ. リース業務部門

リース業務の経常収益は、前期比1億33百万円増収の53億35百万円となりました。また、セグメント利益は、前期比41百万円増益の4億79百万円となりました。

ハ. その他の業務部門

その他の業務の経常収益は、前期比2億61百万円増収の60億27百万円となりました。また、セグメント利益は、前期比2億29百万円増益の6億91百万円となりました。

(対処すべき課題)

長きにわたる低金利環境により預貸金利鞘の縮小と有価証券運用収益の減少が継続する中、青森県においては人口減少・少子高齢化の進展が確実視され、地域経済への影響が増大していくことが懸念されており、当行を取り巻く経営環境は益々厳しさが増していくものと予想されます。

一方、新型コロナウイルス感染症の拡大は収束の兆しを見せることなく続いており、企業業績や雇用情勢、個人消費等に対して多大な影響を及ぼしている中、地域金融機関には金融仲介機能の発揮による地域経済の下支えが求められており、事業者の資金繰り支援のほか、コロナ後を見据えた経営改善や事業再生支援等の取組みを強化していくことを最優先課題として認識しております。

またウィズコロナ・アフターコロナといった社会構造の変革への対応など、地域社会が持続的に発展していくために、当行が果たすべき役割はますます重要となっており、デジタル技術の進展や規制緩和等を背景とした従来型の金融サービスの垣根を超えた新たな分野への挑戦を通じて、多様化するお客さまニーズへの対応やサービスの充実を図っていく必要があるものと認識しております。

このような厳しい経営環境の中、当行は、2021年5月14日に株式会社みちのく銀行と経営統合に関する基本合意書を締結し、来年4月の持株会社設立に向けて準備を進めております。

高品質で安定的な金融サービスを地域に提供し続けることができる健全な経営基盤を構築し、両行のそれぞれの強みを活かして金融仲介機能・金融サービスを強化してまいります。加えて、第16次中期経営計画に掲げるコンサルティング・バンクへの変革を着実に進め、豊かな地域社会の創造とお客さまの幸福・発展への貢献という使命を果たすため、全力で邁進してまいります。株主の皆さまには、一層のご支援、ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 企業集団および当行の財産および損益の状況

イ. 企業集団の財産および損益の状況

(単位：百万円)

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
経 常 収 益	44,580	42,984	43,003	41,350
経 常 利 益	6,080	4,959	2,324	3,665
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	4,292	3,218	1,470	2,251
包 括 利 益	3,859	1,124	△9,897	10,854
純 資 産 額	120,758	120,125	109,088	118,932
総 資 産	2,910,791	3,043,392	3,185,755	3,681,441

注 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ. 当行の財産および損益の状況

(単位：百万円)

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
預 金	2,389,528	2,433,689	2,475,840	2,714,057
定期性預金	914,000	878,430	861,086	849,130
その他	1,475,527	1,555,259	1,614,754	1,864,926
貸 出 金	1,744,538	1,762,405	1,805,392	1,856,349
個人向け	397,828	434,402	465,350	496,114
中小企業向け	503,083	510,838	519,148	556,936
その他	843,627	817,165	820,894	803,299
商品有価証券	200	—	—	—
有 価 証 券	797,901	820,912	864,907	839,458
国 債	314,894	275,473	231,012	182,385
その他	483,007	545,439	633,894	657,073
総 資 産	2,899,123	3,031,536	3,172,791	3,666,419
内 国 為 替 取 扱 高	15,876,694	15,588,837	15,814,333	16,464,539
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 250	百万ドル 378	百万ドル 253	百万ドル 258
経 常 利 益	5,686	4,751	1,772	2,956
当 期 純 利 益	4,223	3,266	1,250	2,166
1 株当たり当期純利益	円 銭 207 27	円 銭 160 89	円 銭 61 63	円 銭 106 76

注 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式数を控除した株式数）で除して算出しております。

3. 2017年10月1日付で10株を1株に株式併合いたしました。これに伴い2017年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

(3) 企業集団の使用人の状況

イ. 企業集団における使用人数

	当 年 度 末			
	銀行業務	銀行周辺業務	リース業務	その他の業務
使 用 人 数	1,216人	16人	16人	26人

注 使用人数には、臨時雇用および嘱託は含まれておりません。なお、在籍者数で記載しております。

ロ. 当行の使用人の状況

	当 年 度 末
使 用 人 数	1,216人
平 均 年 齢	40年11月
平 均 勤 続 年 数	17年09月
平 均 給 与 月 額	383千円

- 注 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 使用人数には、臨時雇用および嘱託は含まれておりません。なお、在籍者数で記載しております。
3. 平均給与月額は、時間外勤務手当等を含み賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ. 銀行業務

① 営業所数

	当 年 度 末
青 森 県	82 ^店 (うち出張所 5)
秋 田 県	2 (ー)
北 海 道	3 (ー)
東 京 都	1 (ー)
宮 城 県	1 (ー)
岩 手 県	1 (ー)
合 計	90 (5)

注 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を146か所設置しております。
また、当年度末において、株式会社イーネットとの提携による店舗外現金自動設備を64か所設置しております。

② 当年度新設営業所

当年度新設営業所は該当ありません。

なお、以下の店舗について統廃合を行っております。

(廃止店舗)	(統合店舗)	(統合日)
・吹上支店	類家支店	2020年11月16日
・筒井支店	松原通り支店	2021年 1 月25日
・岬白銀出張所	鮫支店	2021年 1 月25日
・戸山出張所	浜館支店	2021年 3 月22日
・亀甲町支店	津軽和徳支店	2021年 3 月22日

また、当年度において次の店舗外現金自動設備を新設いたしました。

○店舗外現金自動設備（3カ所）

- ・マックスバリュ北園店（十和田市）
- ・マエダストア大久保店（八戸市）
- ・ハッピー・ドラッグ青森戸山店（青森市）

□. 銀行周辺業務、リース業務およびその他の業務

	当 年 度 末
銀行周辺業務	青森県 1 店
青 銀 甲 田 株 式 会 社	青森県 1
リース業務	青森県 5 店
あ お ぎ ん リ ー ス 株 式 会 社	青森県 5
その他の業務	青森県 3 店
あおぎんカードサービス株式会社	青森県 1
あおぎん信用保証株式会社	青森県 1
あおり創生パートナーズ株式会社	青森県 1

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

事業セグメント	金額
銀行業務	2,472
リース業務	15
その他の業務	9
合計	2,497

注 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

事業セグメント	内容	金額
銀行業務	店舗新設・改修等	848
	事務機器・現金自動設備等	609
	ソフトウェア	913
合計		2,370

注 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社および子会社等の状況

イ. 親会社の状況

当行は、親会社を有しておりません。

□. 子会社等の状況

会 社 名	所 在 地	主 要 業 務 内 容	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
青 銀 甲 田 株 式 会 社	青森市古川一丁目16番16号	不 動 産 賃 貸 業 務	百万円 10	% 100.00	—
あ お ぎ ん カ ー ド サ ー ビ ス 株 式 会 社	青森市古川一丁目16番16号	ク レ ジ ッ ト カ ー ド 業 務	56	59.52	—
あ お ぎ ん リ ー ス 株 式 会 社	青森市古川一丁目16番16号	各 種 機 械 器 具 の 賃 貸	60	65.00	—
あ お ぎ ん 信 用 保 証 株 式 会 社	青森市古川一丁目16番16号	住 宅 ロ ー ン の 信 用 保 証 業 務	30	100.00	—
あおもり創生パート ナ ー ズ 株 式 会 社	青森市新町二丁目2番7号	コ ン サ ル テ ィ ン グ 業 務	50	100.00	—

注 1. 上記の5社はすべて連結対象としております。

2. 議決権比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

3. 当期の連結経常収益は41,350百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は2,251百万円となりました。

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行62行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称ＡＣＳ）を行っております。
2. 地方銀行62行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ＭＩＣＳ）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行62行の共同出資会社、略称ＣＮＳ）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しおよび現金自動預入れのサービスを行っております。
5. 株式会社セブン銀行、株式会社イーネット、株式会社ローソン銀行および株式会社イオン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した現金自動設備による現金自動引出しおよび現金自動預入れ等のサービスを行っております。
6. 株式会社ビューカードとの提携により、ＪＲ東日本の駅構内等に設置した現金自動設備による無料現金自動引出し等のサービスを行っております。
7. 株式会社秋田銀行および株式会社岩手銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による無料現金自動引出し等のサービス（名称：ＡＡＩネット）を行っております。

8. 青森県信用組合との提携により、現金自動設備の相互利用による無料現金自動預入れのサービスを行っております。
9. 株式会社みちのく銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による無料現金自動引出し等のサービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当行は、2021年5月14日に開催した取締役会において、株式会社みちのく銀行との間で、「地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律」に基づく持株会社設立による経営統合に向け、協議・検討を進めていくことについて基本合意することを決議し、基本合意書を締結いたしました。

2. 会社役員（取締役）に関する事項

(1) 会社役員の状況

(年度末現在)

氏 名	地 位 お よ び 担 当	重 要 な 兼 職	その他
成 田 晋	取締役頭取 監査部担当 (代表取締役)		
川 村 明 裕	取締役 (東京支店長) 専務執行役員 総合企画部、東京事 (代表取締役) 務所担当		
佐々木 知 彦	取締役 審査部、市場国際 専務執行役員 部、総務部担当		
石 川 啓太郎	取締役 営業統括部、営業推 常務執行役員 進部、ビジネスパー トナー部担当		
厚 美 尚 武	取締役 (社外取締役)	アンズコンサルティング 代表	
中 川 晃	取締役 監 査 等 委 員		
石 田 憲 久	取締役 監 査 等 委 員 (社外取締役)	学校法人青森田中学園 理事長 株式会社青森新生活互助会 代表取締役会長	
櫛 引 利 貞	取締役 監 査 等 委 員 (社外取締役)	カネショウ株式会社 代表取締役社長 青森県醸造食品工業協同組 合理事長	
石 田 深 恵	取締役 監 査 等 委 員 (社外取締役)	弁護士	

- 注 1. 取締役厚美尚武氏、取締役監査等委員石田憲久氏、櫛引利貞氏および石田深恵氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 取締役監査等委員中川晃氏は常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、行内事情に精通したものが重要な会議への出席や、会計監査人および内部監査部門等との連携を密に図ること等により得られた情報を、監査等委員全員で共有することを通じて、監査等委員会による監査・監督の実効性を高めるためであります。

3. 当事業年度中の取締役の地位および担当についての異動は次のとおりであります。

(氏 名)	(新)	(旧)	(異動年月日)
川 村 明 裕	取締役専務執行役員 東京支店長	取締役専務執行役員	2020年12月1日

4. 当事業年度中に退任した取締役は次のとおりであります。

(氏 名)	(退任時の地位および担当)	(退任年月日)
小笠原 勝 博	取締役監査等委員	2020年6月25日

(参考) 当行は執行役員制度を導入しており、執行役員（取締役を兼務する執行役員を除く）の
氏名、地位および担当は以下のとおりであります。

(年度末現在)

氏 名	地位および担当
田 村 強	常務執行役員 リスク統括部、人事部、システム部、事務統括部担当
鹿 内 勲	常務執行役員（弘前地区営業本部長）
森 庸	常務執行役員（青森地区営業本部長）
工 藤 貴 博	常務執行役員（八戸地区営業本部長）
谷 津 大 輔	執行役員（営業統括部長）
葛 西 俊 介	執行役員（営業推進部長）
白 鳥 元 生	執行役員（本店営業部長）
松 橋 義 昭	執行役員（審査部長）
木 立 晋	執行役員（総合企画部長）
山 中 一 彦	執行役員（弘前支店長兼土手町支店長）
高 橋 勇 人	執行役員（八戸支店長兼三日町支店長）

(2) 会社役員に対する報酬等

取締役の報酬等の総額等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報 酬 等	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬	賞 与	非金銭報酬等
取 締 役 (監査等委員を除く)	5名	123	93	14	15
取 締 役 (監 査 等 委 員)	5名	29	29	—	—
合 計	10名	153	123	14	15

- 注 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記には、2020年6月25日開催の第112期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員）1名を含んでおります。
3. 賞与の欄には、当事業年度に計上した役員賞与引当金繰入額14百万円を記載しております。また非金銭報酬等には、業績連動型株式報酬額（当事業年度に付与されたポイントに係る費用計上額）15百万円を記載しております。
4. 株主総会決議により定められた報酬等の限度額は以下のとおりであります。
2016年6月23日開催の第108期定時株主総会決議により定められた報酬等の限度額（使用人兼務取締役の使用人分給与を除く。）は、取締役（監査等委員を除く）については年額216百万円、監査等委員である取締役については年額55百万円であります。なお、当該決議当時の取締役（監査等委員を除く）の員数は8名、取締役（監査等委員）の員数は4名であります。
また、上記取締役（監査等委員を除く）の報酬等の限度額とは別に、2018年6月26日開催の第110期定時株主総会の決議に基づき、業績連動型株式報酬制度を導入しております。なお、当該決議当時の業績連動型株式報酬制度の対象者となる取締役（監査等委員を除く）の員数は4名、取締役を兼務しない執行役員の員数は9名であります。
5. 上記のうち、取締役（監査等委員を除く）の報酬等については、株主総会により決議された限度額の範囲内において、基本報酬・賞与は、指名・報酬等委員会による審議を行ったうえで、取締役会の決議により決定しております。なお、監査等委員会において妥当性等の検証を行い、妥当であるとの判断が示されております。また、業績連動型株式報酬は、事前に定めた株式交付規程に基づき決定しております。
6. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は以下のとおりであります。
報酬水準については、役位および業績目標の達成状況等を考慮し、短期的な業績のみならず、中長期的な業績向上と企業価値増大に資するよう適正な水準とすることを基本方針としております。
なお、業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合については、役位上位者ほど業績連動報酬の割合を高め、業績向上に対するインセンティブを高める方針としております。
また決定方針については、指名・報酬等委員会による審議を行ったうえで、取締役会の決議により決定しております。
7. 業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）の内容は以下のとおりであります。
(制度の概要)
本制度は、取締役等の報酬と当行の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的に導入しております。

本制度では、役員報酬B I P（Board Incentive Plan）信託（以下「B I P 信託」という。）と称される仕組みを採用しております。B I P 信託とは、欧米の業績連動型株式報酬（Performance Share）制度および譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）制度と同様の役員対象のインセンティブ・プランであり、役位および業績目標の達成度等に応じて、当行株式および当行株式の換価処分金相当額の金銭を取締役等に交付または給付する制度であります。

本制度は、当行が拠出する金銭を原資として当行株式が信託を通じて取得され、取締役等に対しては、信託期間中の毎事業年度終了後の所定の時期に、取締役等の役位に応じた「固定ポイント」と、当行の毎事業年度における業績目標の達成度等に応じて変動する「業績連動ポイント」を付与します。受益者要件を充足した取締役等は、当該取締役等の退任時に、保有するポイントに応じた当行株式および当行株式の換価処分金相当額の金銭の交付および給付を受ける制度であります。

毎事業年度における業績連動ポイントは、親会社株主に帰属する当期純利益およびコア業務純益（単体）の目標達成度等に応じて決定しております。各指標の選択理由として、親会社株主に帰属する当期純利益は中期経営計画への達成意欲を高めるために、コア業務純益（単体）は本業での収益力向上への意識を高めることを目的に、それぞれ指標として導入しております。

(付与ポイントの算定式)

$$\begin{aligned} \text{固定ポイント} &= \text{役位毎の報酬基準額} \div \text{信託内の当行株式平均取得価格} \times 80\% \\ \text{業績連動ポイント} &= \text{役位毎の報酬基準額} \div \text{信託内の当行株式平均取得価格} \times 20\% \times \text{業績連動係数} \end{aligned}$$

(業績連動係数)

$$\text{業績連動係数} = \text{親会社株主に帰属する当期純利益の業績連動係数} \times 50\% + \text{コア業務純益（単体）の業績連動係数} \times 50\%$$

親会社株主に帰属する当期純利益		コア業務純益（単体）	
目標達成率	業績連動係数	目標達成率	業績連動係数
170%以上	1.5	150%以上	1.5
160%以上170%未満	1.4	140%以上150%未満	1.4
150%以上160%未満	1.3	130%以上140%未満	1.3
140%以上150%未満	1.2	120%以上130%未満	1.2
120%以上140%未満	1.1	110%以上120%未満	1.1
100%以上120%未満	1.0	100%以上110%未満	1.0
90%以上100%未満	0.9	90%以上100%未満	0.9
80%以上 90%未満	0.8	80%以上 90%未満	0.8
80%未満	0.0	80%未満	0.0

(業績連動係数の基礎となる2020年度の業績)

業績目標項目	目標値 (百万円)	実 績 (百万円)	達成率
親会社株主に帰属する当期純利益	3,240	2,251	69%
コア業務純益（単体）	3,000	4,040	134%

(3) 責任限定契約

当行は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項に規定する取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。

当行は、定款の規定に従い、取締役である厚美尚武氏、石田憲久氏、櫛引利貞氏および石田深恵氏と、同法第425条第1項各号に定める額の合計額を賠償責任の限度額とする契約を締結しております。

(4) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当行は、取締役、監査役および執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。

保険料は全額当行が負担しております。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼 職 そ の 他 の 状 況
厚 美 尚 武	アンズコンサルティング代表
石 田 憲 久	学校法人青森田中学園理事長 株式会社青森新生活互助会代表取締役会長
櫛 引 利 貞	カネショウ株式会社代表取締役社長 青森県醸造食品工業協同組合理事長
石 田 深 恵	弁護士

注 石田憲久氏および櫛引利貞氏が業務執行取締役等を兼任している法人等と当行との間には、通常の銀行取引があります。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会および 監査等委員会への出席状況	取締役会および監査等委員会 における発言その他の活動状況
厚 美 尚 武	2年10月	当期開催された取締役会 14回のすべてに出席して おります。	主に、経営コンサルタント としての立場から議案の審 議に必要な発言を適宜行っ ております。 また、指名・報酬等委員会 の委員長としてその決定プ ロセスに大きな役割を果た しております。
石 田 憲 久	5年10月	当期開催された取締役会 14回すべてに出席し、当 期開催の監査等委員会14 回のうち13回に出席して おります。	主に、私学経営者としての 立場から議案の審議に必要な 発言を適宜行っております。 また、監査等委員として代 表取締役と経営課題等につ いて定期的に意見交換を行 うとともに、会計監査人 とも意見および情報交換を行 っております。
櫛 引 利 貞	4年10月	当期開催された取締役会 14回すべてに出席し、当 期開催の監査等委員会14 回のうち13回に出席して おります。	主に、会社経営者としての 立場から議案の審議に必要な 発言を適宜行っております。 また、監査等委員として代 表取締役と経営課題等につ いて定期的に意見交換を行 うとともに、会計監査人 とも意見および情報交換を行 っております。
石 田 深 恵	2年10月	当期開催された取締役会 14回および監査等委員会 14回のすべてに出席して おります。	主に、弁護士としての専門 的見地からの発言を行って おります。 また、監査等委員として代 表取締役と経営課題等につ いて定期的に意見交換を行 うとともに、会計監査人 とも意見および情報交換を行 っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	4名	20	—

注 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。また「銀行からの報酬等」については、基本報酬のみとなっております。

(4) 社外役員の意見

上記（1）から（3）の内容に対する社外役員の意見はありません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数	発行可能株式総数	29,400千株
	発行済株式の総数	20,512千株

(2) 当年度末株主数 19,686名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	876 ^{千株}	4.29 [%]
株式会社日本カストディ銀行（信託口4）	867	4.25
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	796	3.90
日本生命保険相互会社	477	2.34
明治安田生命保険相互会社	476	2.33
青森銀行職員持株会	376	1.84
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	325	1.59
田中建設株式会社	257	1.26
住友生命保険相互会社	246	1.20
株式会社三菱UFJ銀行	241	1.18

注 1. 持株数等は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
3. 持株比率は持株数を発行済株式（自己株式を除く）の総数で除して算出しております。

5. 当行の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
EY新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 田中宏和 指定有限責任社員 岩崎裕男	61	時価算定基準導入支援 8

- 注 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記報酬等の額には、これらの合計金額を記載しております。
3. 当行、当行の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は77百万円であります。
4. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由
監査等委員会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の監査計画の内容、前年度の監査実績の検証と評価、監査の遂行状況、報酬の前提となる見積りの算出根拠を精査した結果、妥当であると判断し、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 補償契約

該当事項はありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人を適切に評価するための基準を策定し、その職務遂行状況・監査体制・監査品質および独立性等を総合的に検討し、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

なお、監査等委員会は会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

(5) 会計監査人が過去2年間に受けた業務の停止の処分に係る事項

該当事項はありません。

7. 財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

8. 業務の適正を確保する体制および当該体制の運用状況

(1) 内部統制システムの整備に関する基本方針

会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに基づき、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備に関し、取締役会においてその基本方針として以下の9項目につき決議しております。

イ. 取締役、執行役員、理事および職員等（以下「役職員等」という。）の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会は、役職員等が法令等遵守の重要性を認識するとともに、反社会的勢力との関係遮断を含めた社会的規範を遵守し、その職務を遂行するため、「青森銀行行動憲章」を定め、法令等遵守に関する基本方針および基準ならびに研修実施計画等を決定し、周知徹底を図る。
- ② 法令等に則った厳格な業務運営の確保のため、業務全般の法令等遵守事項を審議し、法令等遵守全般の運営状況を管理することを目的として、経営会議の下にコンプライアンス委員会を置く。
- ③ 経営会議においては、法令等遵守の全行横断的な一元管理を行うとともに、法令等遵守に必要な事項を審議、決定、指示する。また、経営会議は、法令等遵守に関する審議事項等を取締役に報告する。
- ④ 法令等遵守に関する統括部署として、リスク統括部法務コンプライアンス室を設置する他、各部店にはコンプライアンス担当責任者を置き、法令等遵守体制の整備および維持を図る。必要に応じて各担当部署にて、規則・ガイドラインの策定および研修を実施する。
- ⑤ 取締役は、法令または定款に違反する重要な事実等を発見した場合は、すみやかに監査等委員会に報告する。
- ⑥ 執行役員、理事および職員等は、組織的又は個人的な法令に反する行為等を発見した場合は、すみやかにコンプライアンス通報窓口へ報告する。
- ⑦ 内部監査部署である監査部は、各部店における法令等の遵守状況について監査を実施し、その結果を取締役会および監査等委員会に報告する。

ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理に関する規程等を制定し、保存および管理する。

ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当行は、当行の業務執行に係るリスクを、以下に記載のA. からD. に分類し管理する。
A. 信用リスク B. 市場リスク C. 流動性リスク D. オペレーショナル・リスク
- ② 取締役会は、リスク管理規程を定め、リスク管理に関する方針を決定するとともに、リスク全体の統括部署としてリスク統括部を設置し、リスクを管理する。また、各リスクについては、リスク毎の管理規程等に定める担当部署が、リスクを管理する。
- ③ 監査部は、リスク管理体制の有効性について監査を実施し、その結果を取締役会および監査等委員会に報告する。
- ④ 不測の事態が発生した場合には、緊急事態対策委員会を設置し、適切かつ迅速な対応策を審議・決定し、損害の拡大を防止する。

二. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、役職員等の業務執行の基本となる中期経営計画を定めるとともに、事業年度毎の経営計画を策定する。
- ② 取締役会は、組織および職制・分掌・権限に関する規程等を制定し、効率的に業務を遂行する。
- ③ 取締役は、業務執行状況について取締役会に報告する。

ホ. 当行およびグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① グループ会社の統括部署である総合企画部は、法令等遵守体制やリスク管理体制の整備等内部統制システムの構築を目的に、グループ会社の運営に関する要領を制定し、業務管理部署を定め、当行への協議および報告ならびにモニタリング等の体制を整備する。
- ② 当行は、グループ会社が策定する事業年度毎の経営計画について、その業務執行状況の報告体制を整備するとともに、必要な規程等を整備するよう管理・指導し、業務が効率的に行われる体制を確保する。
- ③ グループ会社の役職員等が法令等違反に関する重要な事実を発見した場合には、リスク統括部に報告する。リスク統括部はすみやかに取締役および監査等委員会に報告する。
- ④ 監査部は、グループ会社の業務執行状況について監査を実施し、その結果を取締役会および監査等委員会に報告する。

ハ. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および所定の使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査等委員会室を設置し、監査等委員会の職務を補助する職員を配置することにより、有効な監査等委員会の監査を確保する。
- ② 監査等委員会補助者は業務の執行にかかる役職を兼務せず、監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行する。なお、監査等委員会補助者の独立性や指示の実効性を確保するため、監査等委員会補助者の人事異動・人事評価については、予め監査等委員会の同意を得る。

ト. 役職員等が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- ① 当行およびグループ会社の役職員等は、法令等に違反する重要な事実または当行に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した場合には、監査等委員会に必要な報告および情報を提供する。
- ② 当行およびグループ会社は、監査等委員会に報告および情報を提供した役職員等が、当該報告等を理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。
- ③ 監査等委員は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会その他、経営会議など重要な会議に出席できるものとし、必要に応じて役職員等にその報告を求める。

チ. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当行は、監査等委員がその職務の執行について、当行に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払等の請求をした時は、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、すみやかに当該費用又は債務を処理する。

リ. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員会は、代表取締役と経営課題、監査上の重要課題等について定期的に意見交換をする。
- ② 監査等委員会は、会計監査人と会計監査内容について、定期的に意見および情報の交換を行い、監査の実効性を確保する。

(2) 業務の適正を確保する体制の運用状況の概要

上記方針に基づく当行グループの内部統制システムの当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

イ. 役職員等の職務の執行が法令および定款に適合することならびに効率的に行われることの確保

定例取締役会12回、臨時取締役会2回を開催しました。また、取締役会から委任を受けた事項にかかる決定機関として設置している経営会議（53回）等を開催しました。

ロ. 法令等遵守体制

コンプライアンス・プログラムを取締役会で定め、プログラムの進捗・達成状況を経営会議（4回）および取締役会へ報告（4回）したほか、コンプライアンス違反の発生状況および反社会的勢力との取引遮断等について、経営会議において審議し、その内容を取締役会に報告しました。

ハ. リスク管理体制

各種リスク管理の状況について信用リスク管理委員会、ALM・収益管理委員会、オペレーショナル・リスク管理委員会にてモニタリングし、リスク管理態勢の状況について取締役会に報告（4回）しました。

ニ. 当行グループにおける業務の適正の確保

グループ会社の実績について経営会議に報告（4回）しました。また、グループ会社代表者連絡会を開催し、当行グループにおける経営課題の把握と方針について討議を行いました。

ホ. 監査等委員の監査が実効的に行われることの確保等

監査等委員は、監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当行代表取締役、監査部、会計監査人との間でそれぞれ意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。

9. 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

11. 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

12. その他

該当事項はありません。

第113期末（2021年3月31日現在）**貸借対照表**

(单位：百万円)

[illegible]

第113期 (2020年 4 月 1 日から 2021年 3 月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益 資金運用収益 貸出証券利息 有価証券の他の受取利息 預金利息 引当金 役務受取の他の業務収益 受取の他の業務収益 その他外国品債権等 償却式債権等 株主金 経常費用 資金調達費用 預金利息 譲渡性マネー コーポレート債権の他の引当金 役務受取の他の業務費用 支払の他の業務費用 その他外国債権等 営業その他倒引当金 株主金 経常利益	31,359 23,030 16,352 6,595 10 72 0 6,580 1,269 5,311 576 71 1 403 99 1,172 1 1,002 3 165 605 187 28 △29 9 408 1 3,036 289 2,746 1,157 1,093 64 22,238 1,365 754 25 459 126 2,956

(単位：百万円)

科 目	金 額
特 別 利 益	316
固 定 資 産 処 分 益	95
抱 合 せ 株 式 消 滅 差 益	220
特 別 損 失	400
固 定 資 産 処 分 損 失	155
減 損	244
税 引 前 当 期 純 利 益	2,872
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	850
法 人 税 等 調 整 額	△143
法 人 税 等 合 計	706
当 期 純 利 益	2,166

第113期末 (2021年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	878,246	預 金	2,711,876
コールローン及び買入手形	20,000	譲 渡 性 預 金	171,783
買 入 金 銭 債 権	2,483	コールマネー及び売渡手形	1,107
金 銭 の 信 託	5,000	債券貸借取引受入担保金	103,423
有 価 証 券	837,247	借 用 金	530,586
貸 出 金	1,842,002	外 国 為 替	3
外 国 為 替	1,575	そ の 他 負 債	24,836
リース債権及びリース投資資産	15,780	賞 与 引 当 金	543
そ の 他 資 産	45,264	役 員 賞 与 引 当 金	25
有 形 固 定 資 産	21,390	退職給付に係る負債	109
建 物	7,440	役員退職慰労引当金	8
土 地	10,224	株 式 給 付 引 当 金	153
建 設 仮 勘 定	71	睡眠預金払戻損失引当金	333
その他の有形固定資産	3,653	繰 延 税 金 負 債	2,013
無 形 固 定 資 産	1,927	再評価に係る繰延税金負債	1,481
ソ フ ト ウ ェ ア	1,651	支 払 承 諾	14,224
その他の無形固定資産	275	負 債 の 部 合 計	3,562,509
退職給付に係る資産	4,673		
繰 延 税 金 資 産	393	(純 資 産 の 部)	
支 払 承 諾 見 返	14,224	資 本 金	19,562
貸 倒 引 当 金	△8,768	資 本 剰 余 金	12,916
		利 益 剰 余 金	73,489
		自 己 株 式	△783
		株 主 資 本 合 計	105,184
		その他有価証券評価差額金	12,153
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△1,525
		土 地 再 評 価 差 額 金	2,385
		退職給付に係る調整累計額	734
		その他の包括利益累計額合計	13,747
		純 資 産 の 部 合 計	118,932
資 産 の 部 合 計	3,681,441	負債及び純資産の部合計	3,681,441

第113期 (2020年 4 月 1 日から 2021年 3 月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	41,350
資金運用収益	22,561
貸出金利息	16,307
有価証券利息配当金	6,171
コールローン利息及び買入手形利息	10
預け金利息	72
その他の受入利息	0
役務取引等収益	6,556
その他の業務収益	576
その他の経常収益	11,657
償却債権取立益	1
その他の経常収益	11,656
経常費用	37,685
資金調達費用	638
預金利息	187
譲渡性預金利息	27
コールマネー利息及び売渡手形利息	△29
債券貸借取引支払利息	9
借入金利息	32
その他の支払利息	410
役務取引等費用	2,599
その他の業務費用	1,157
営業経常費用	21,711
その他の経常費用	11,579
貸倒引当金繰入額	661
その他の経常費用	10,918
経常特別利益	3,665
固定資産処分益	95
特別損失	428
固定資産処分損失	184
減損損失	244
税金等調整前当期純利益	3,332
法人税、住民税及び事業税	1,162
法人税等調整額	△81
法人税等合計	1,081
当期純利益	2,251
親会社株主に帰属する当期純利益	2,251

独立監査人の監査報告書

2021年5月13日

株式会社 青森銀行
取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 田 中 宏 和 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 岩 崎 裕 男 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社青森銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの第113期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2021年5月13日

株式会社 青森銀行
取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 田 中 宏 和 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 岩 崎 裕 男 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社青森銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社青森銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第113期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、取締役会、経営会議、コンプライアンス委員会等の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な会議の議事録及び決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査しました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、電話回線又はインターネット等を経由した手段を活用しながら、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

イ. 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

ロ. 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

ハ. 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 後発事象

当行は、2021年5月14日に開催した取締役会において、株式会社みちのく銀行との間で、「地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律」に基づく持株会社設立による経営統合に向け、協議・検討を進めていくことについて基本合意することを決議しております。

2021年5月14日

株式会社 青森銀行 監査等委員会

常勤監査等委員 中 川 晃 ㊟

監 査 等 委 員 石 田 憲 久 ㊟

監 査 等 委 員 櫛 引 利 貞 ㊟

監 査 等 委 員 石 田 深 恵 ㊟

(注) 監査等委員 石田憲久、櫛引利貞及び石田深恵は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。



環境に配慮したFSC®認証紙と植物油インキを使用しています。